

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付のご案内

～児童養護施設等を退所する方や里親等から自立する方へ資金の貸付を行います～

大学等への進学や就職のために児童養護施設等を退所または里親等の委託を解除された後の安定した生活基盤をつくるために必要な資金を貸付け、円滑な自立を支援することを目的とします。また、児童養護施設等に入所中に就職するために必要な資格の取得にかかる費用の貸付を行います。貸付終了後一定期間就業した場合は、全額または一部返還が免除されます。(本貸付事業と長野県飛び立て若者！奨学金との併給はできません)

区分	内 容		
貸付の種類	① 生活支援費	② 家賃支援費	③ 資格取得支援費
貸付対象者	児童養護施設等退所者または里親等委託解除者のうち保護者から経済的な支援が見込まれない方であって、大学等に在学する方	児童養護施設等退所者または里親等委託解除者のうち保護者から経済的な支援が見込まれない方であって、大学等に在学する方または就職している方 ※就職者には平成26年4月以降に就職する期に児童養護施設等を退所した方または里親等委託を解除された方を含む	児童養護施設等に入所中または里親等に委託中の方で、就職に必要な資格の取得を希望する方 ※児童養護施設等の退所後または里親等委託解除後4年以内で大学等に在学する方を含む
貸付期間	大学等の正規の修学年数	(進学者) 大学等の正規の修学年数 (就職者) 施設退所等から2年を限度とする就労期間	資格取得時
貸付額	月額50,000円以内	1月あたりの家賃相当額 ※居住する地域の生活保護制度の住宅扶助額が上限	250,000円以内で資格取得に要する費用の実費
返還免除	大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した場合は、全額免除	(進学者) 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した場合は、全額免除 (就職者) 就職した日から5年間就業を継続した場合は、全額免除	資格取得後、就職した日から2年間就業を継続した場合は、全額免除
※ただし、上記条件を満たさない方は全額または一部の返還が必要となります。			

○申請方法：「自立支援資金貸付申請書」(様式第1号)及び必要書類の提出

○利 子：無利子

○申請期間：令和3年4月14日～5月14日(必着)

○申 請 先：社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 本部事務局

※コロナウイルス感染症の影響による貸付事業拡充分の募集は、随時行っております。

詳細は別途チラシまたはホームページをご覧ください。

【問合せ先】

〒381-0034 長野市大字高田364番地1

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 本部事務局

(TEL) 026-228-0337 (FAX) 026-228-0310

(Eメール) shikin@nagano-swc.com

(ホ-ム-ペ-ジ) <http://park19.wakwak.com/~nagano-shafuku-j/>